

## 議案第53号

### 四條畷市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市下水道条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

#### 提案理由

下水道法施行令等の一部改正に伴い、当該条例に定める除外施設の排水に係る水質基準を適正なものとするため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市下水道条例の一部を改正する条例

四條畷市下水道条例（昭和60年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第13号中「1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下」を「1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下」に、同項第44号中「色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。」を「色 放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと。」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。